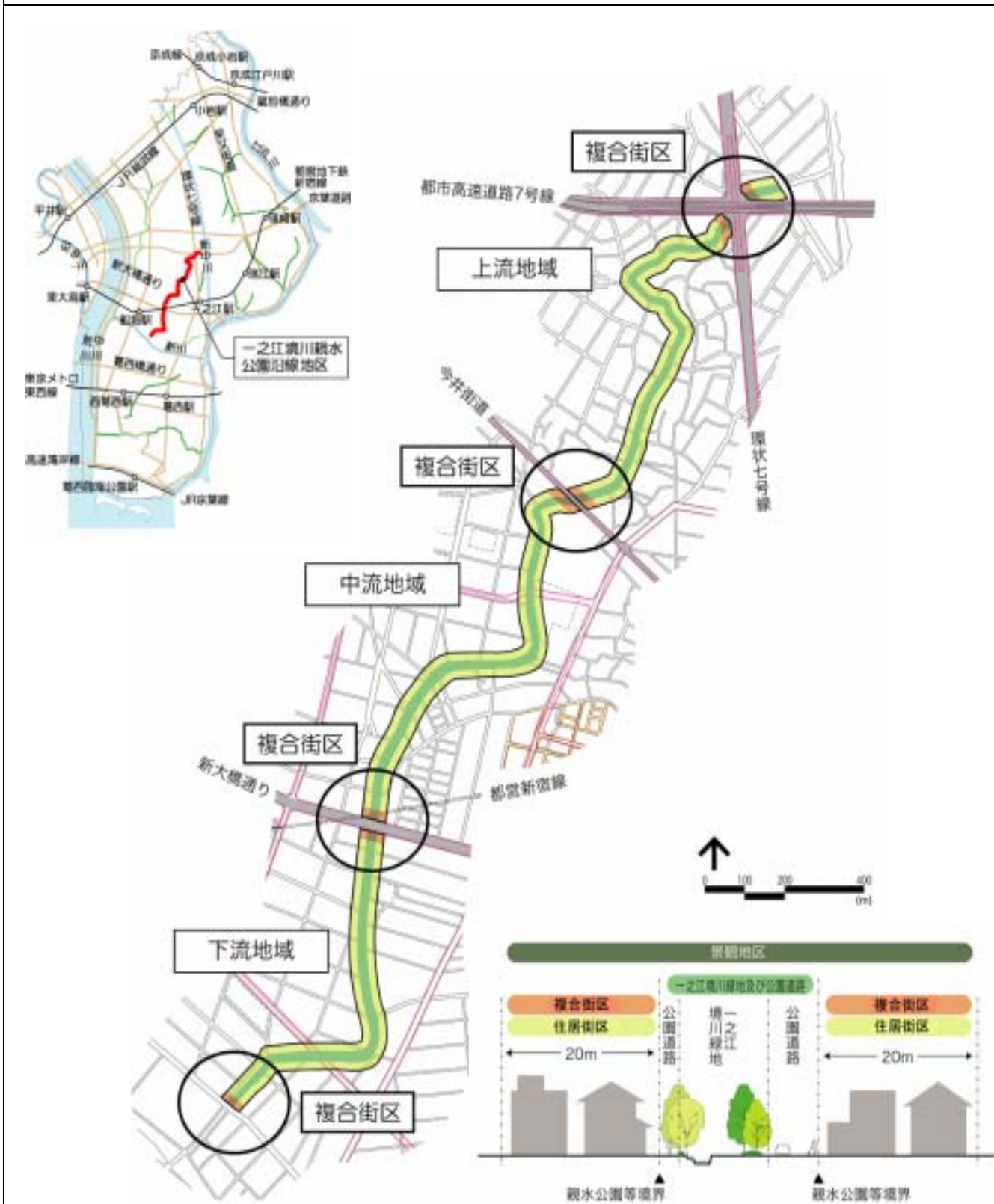


一之江境川親水公園沿線地区 景観まちづくりのルール概要

景観地区・地区計画の区域



地区の範囲
景観地区及び地区計画の範囲は、親水公園と並行する道路から20mの範囲

景観まちづくりのルールの構成及び内容

一之江境川親水公園沿線の水と緑豊かな空の感じられる、のびやかな魅力的な景観を次世代に残していくため、次のような景観まちづくりのルールを定めます。

【地区計画】

- まちづくりの目標、方針を定めます
- 建築物の屋根の形態を定めます
- 屋外広告物の設置の制限を定めます
- 垣又は柵を設ける場合は緑化したものとする

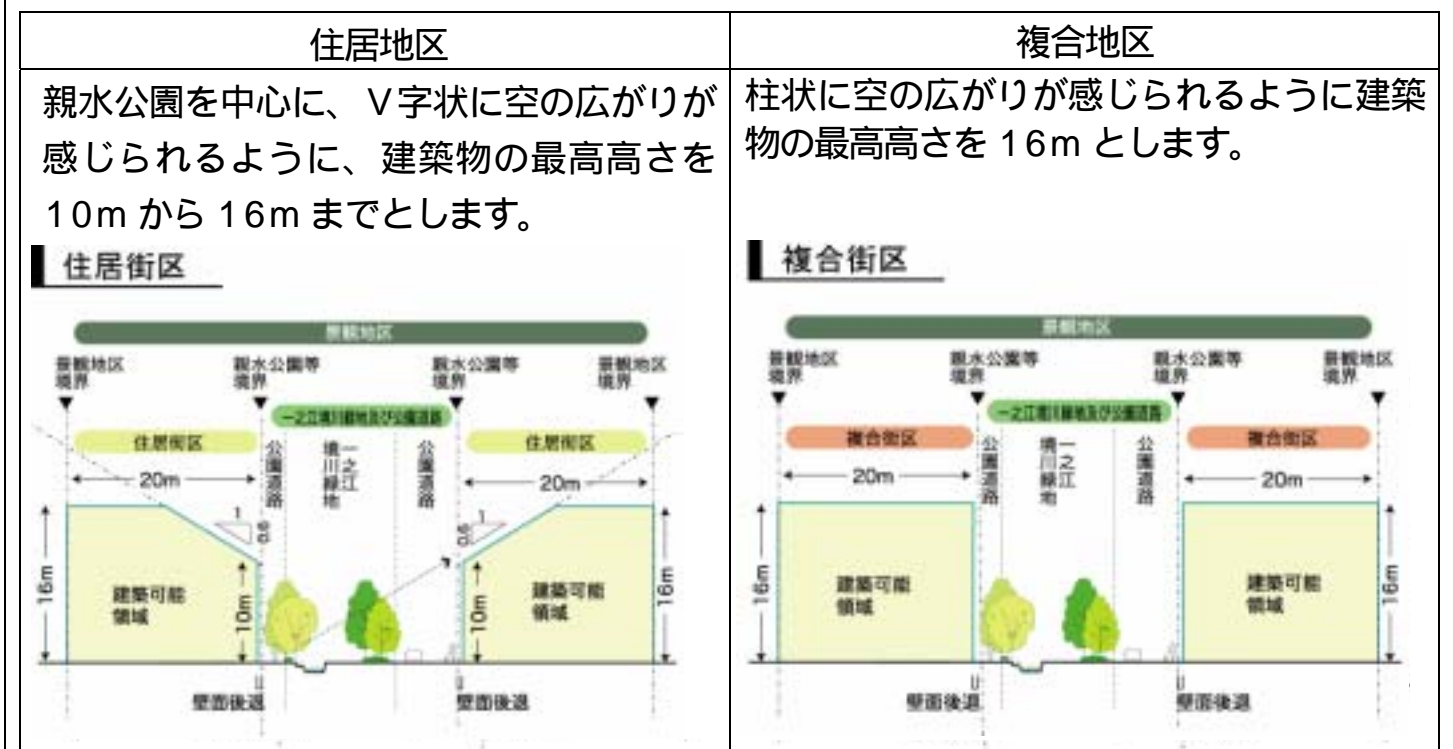
【景観地区】

- 建築物の外壁等の色彩の制限を定めます
- 建築物の高さの最高限度を定めます
- 道路境界線から壁面までの寸法を定めます
- 建築敷地を分割する際の最低限度を定めます

景観まちづくりの目標【地区計画】

1. 落ち着いた自然豊かな街並み景観の形成
2. 歩いて楽しい変化のある街並み景観の形成
3. 水辺のにぎわいを感じられる街並み景観の形成

建築物の高さの最高限度のルール【景観地区】



建築物の屋根形状のルール【地区計画】

建築物の屋根の形態は、切妻、寄棟、入母屋、片流れ屋根など勾配屋根の形状とします。ただし、景観に配慮した屋上緑化をする場合はこの限りではありません。



切妻などの勾配屋根形状の住宅

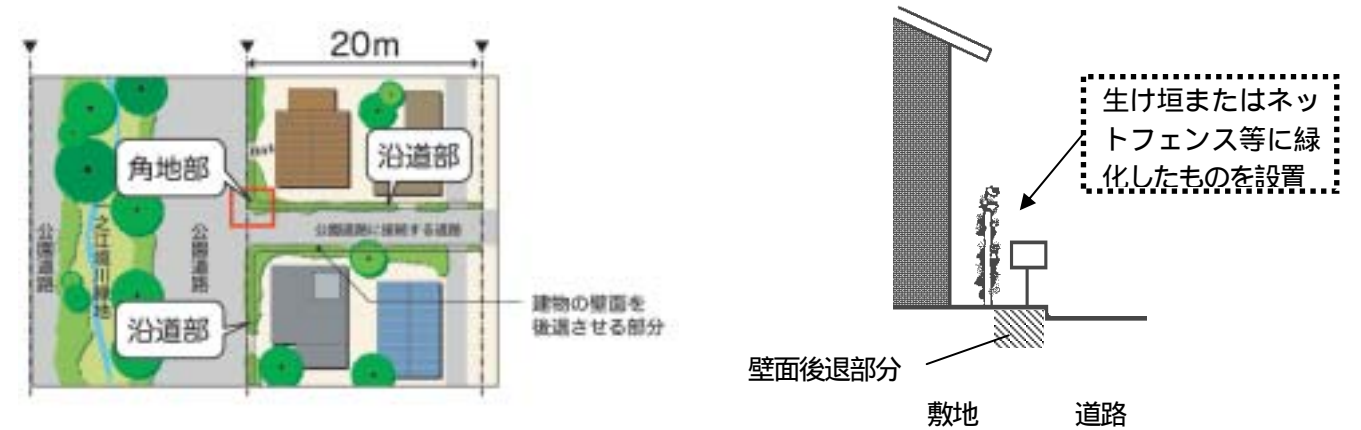


例：屋上緑化に配慮した陸屋根の住宅

道路境界線から壁面までの寸法を定めるルール【景観地区】

外壁の壁面の位置を後退し、沿道部分にできた後退部分に親水公園と一体になる緑の空間をつくります。また、角地部では、隅切状に壁面の位置を後退し、見通しの良い、広がりのある緑の空間をつくります。

みなさんが、それぞれの宅地内の緑化を進めることで、親水公園と一体となった緑豊かな景観をつくるためのものです。積極的に緑化を推進しましょう。



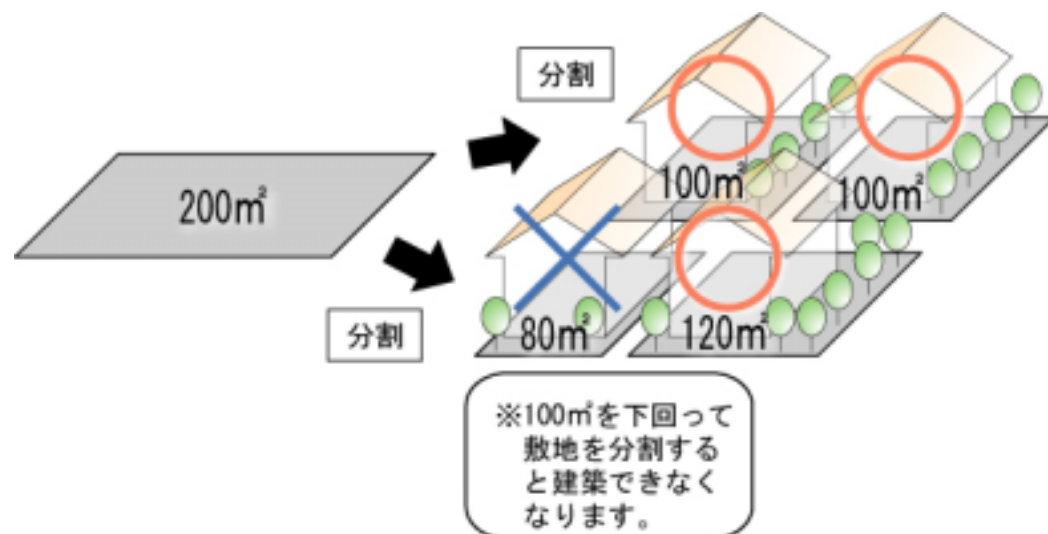
建築物の外壁等の色彩のルール【景観地区】

建築物の外観（外壁、屋根、建具等）の色彩が、親水公園沿線の周辺環境と調和しない赤青黄緑などの原色系の派手な色彩は制限します。外観の色彩は、親水公園の豊かな緑と調和する色彩を使いましょう。具体的には、色相によりマンセル値の彩度で制限します。

建築敷地を分割する際の最低限度のルール【景観地区】

敷地の細分化を防ぎ、ゆとりのある空間を確保します。そのため敷地面積の最低限度を100㎡とします。

ただし、既に敷地が100㎡を下回る場合、そのまま使用の場合は支障ありません。



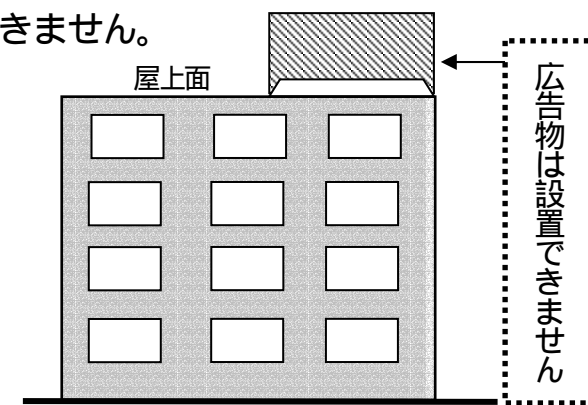
看板等の屋外広告物の設置に関するルール【地区計画】

一之江境川親水公園沿線は親水公園を軸とした落ち着いた自然豊かな景観が形成されています。この魅力的な景観と調和した環境を維持するため、看板等の屋外広告物の設置に関する基準を定めます。

自家用の屋外広告物（以下「広告物」といいます。）に限ります。貸看板等の屋外広告物は設置できません。

建築物の屋上に広告物を設置することはできません。

広告物にネオン管、赤色光および点滅式の光源を使用することはできません。



広告物の表示面積の合計

- ・住居街区 15㎡以下
- ・複合街区 20㎡以下

独立の広告物の高さ

- ・住居街区 5m以下
- ・複合街区 10m以下

広告物に使用する色彩は、親水公園沿線の環境と調和した落ち着いた自然豊かな色彩としましょう。